



## 論 説

# ALI-ELIのデータ・エコノミーのための原則について(1)

上智大学教授

森下哲朗 Tetsuo Morishita

データの収集、保存、管理、処理の方法が発達したことにより、データの経済的価値が高まるとともに、データの活用が社会の重要な課題となっている。わが国でも、2016年12月に「官民データ活用推進基本法」(平成28年12月14日法律第103号)が制定され、同法に基づき、政府は2020年7月に「世界最先端デジタル国家創造宣言」と「官民データ活用推進基本計画」を発表している。データに関連する取引も増加しており、経済産業省は2018年に「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(以下「METIガイドライン」という)を発表した<sup>1</sup>。METIガイドラインは、データ関連の契約を3つのカテゴリー(データ提供型、データ創出型、データ共用型(プラットフォーム型))に分類し、それぞれのカテゴリーにおける法的問題を検討している。また、データの経済的価値の増加や個人情報保護への関心の高まり等を受け、データは誰のものか、データについて誰がどのような権利を持つのかといった問題意識や、自分のデータは自分で管理したいと

いった感覚が、個人・法人を問わずに高まってきている<sup>2</sup>。

こうしたデータに関する契約やデータに関する権利に関して、国際的に注目される成果が公表された。それは、ALI (American Law Institute) と ELI (European Law Institute) が共同で作成した“ALI-ELI Principles for a Data Economy - Data Transactions and Data Rights” (以下「本原則」という)である。2018年からALIとELIの共同事業として作業が開始され<sup>3</sup>、2021年5月にはTentative Draft No.2がALIにおいて承認され、また、2021年9月にはFinal Council DraftがELIにおいて承認された<sup>4</sup>。

本原則は、データに関する契約やデータに関する権利等についての40の原則を定めることにより、世界の立法者や裁判所に対する指針を提供することを目指すものであり、今後、欧米や国際組織における法整備や、データに関する法的問題に関する議論の発展等に大きな影響を与えていくことが予想され

る。日本法の議論を深めるうえでも大いに参考になるものと思われる<sup>5</sup>。

本稿では、3回にわたり、本原則を紹介する。第1回では、現時点で最新のものであるELI Final

Council Draft<sup>6</sup>の条文の日本語訳を紹介し<sup>7</sup>、第2回・第3回では、本原則の内容について具体的な検討を行う<sup>8</sup>。

## ALI-ELI データ・エコノミーのための原則 ーデータ取引とデータ権ー (ELI Final Council Draft)

### 第1部：総則

#### 原則1：本原則の目的

- (1) 「データ・エコノミーのための原則」は、欧州、米国及びその他の地域の法制度で使用されることを意図している。本原則は、以下を目的としている。
- (a) データ・エコノミーに関連する既存の法や法的概念に一貫性を持たせ、その調和を図ること；
- (b) 世界中の裁判所や立法者による法のさらなる発展を促したり導いたりするための資料として用いられること；
- (c) ベストプラクティスの発展を伝え、特定の産業や業種に特有の基準や取引規約を含む、新たな基準の発展の指針となること；
- (d) データ・エコノミーの当事者が自主的に使用するモデル契約や条項の作成を促進すること；
- (e) 本原則がデフォルト・ルールを提供したり取引の当事者が本原則を契約に組み込んだり契約の準拠法として指定したりする範囲で、契約の

準拠法となったり契約の準拠法を補ったりすること；及び、

- (f) 仲裁やその他の紛争解決の場における仲裁廷等の審理の指針となること。
- (2) 本原則は、あらゆる形態のデータプライバシーやデータ保護に関する法、知的財産法、営業秘密法と共存することを意図した法的枠組みを推奨するものである。本原則は、そうした法を改正したり創設したりすることを意図するものではないが、そうした他の法の発展を伝え得る。本原則とそうした他の法との間に解釈によって克服できないような不一致がある場合には、他の法が優先すべきである。

#### 原則2：本原則の適用範囲

- (1) 本原則は、資産、資源、取引可能な商品としての大量の情報の記録に主眼を置くものである。本原則は、機能データ、すなわち特定の機能を提供することを主な目的としたデータ（コンピュータ・プログラムなど）や、表章データ、すなわち他の資産や価値を表章することを主な目的とした

1 METIガイドラインは2018年の不正競争防止法改正によって限定提供データに関する規定が設けられたこと等を受け、アップデートした1.1版が公表されている。METIガイドライン1.1版は経済産業省のウェブサイト（<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-2.pdf>）でダウンロード可能である。

2 筆者は、森下哲朗＝翁百合＝小早川周司「オープン・バンキングをめぐる取組みと今後の課題ーオープンAPI、業務範囲、情報利活用を中心に(下)」金法2149号(2020)21頁以下でこの問題を簡単に検討した。

3 Christiane Wendehorst, 'The ALI-ELI Principles for a Data Economy', in Alberto De Franceschi and Reiner Schulze ed., "Digital Revolution - New Challenges for Law: Data Protection, Artificial Intelligence, Smart Products, Blockchain Technology and Virtual Currencies" (Verlag C.H. Beck, 2019), at 42.

4 <https://principlesfordataeconomy.org/the-project/timeline-and-previous-drafts/>

5 例えば、山本慶子＝左光敦「『法人顧客情報』の取引と利用に係る法的論点」金融財政事情2022年3月1日号36頁以下は、複数の者が情報の生成に関与している状況で誰がどのような権利を有するのかといった問題を考えるうえでは、本原則が採用した共同生成データ（co-generated data）という考え方が、わが国における検討を深めるうえでも参考になると述べる。

6 Final Council Draftは本プロジェクトのウェブサイト（<https://principlesfordataeconomy.org/>）でダウンロード可能である。本原則では、各原則について、注釈（Comment）のほか、米国・欧州双方のReporters' Noteが加えられているが、今回日本語訳を紹介するのは原則のみである。

7 本原則の日本語訳の公表について快く許諾を下されたAmerican Law Institute及びEuropean Law Instituteに心からの謝意を表したい。日本語訳について誤りがある場合には、筆者個人の責任である。

8 本原則の欧州側の責任者であるウィーン大学のChristiane Wendehorst教授に研究会で本原則についてご教示を頂くなど大変お世話になった。心より御礼申し上げます。

- データ（暗号資産など）については扱わない。
- (2) 本原則は、第3項に従うことを条件に、以下の事項を扱う。
- (a) データ契約
- (b) データ権、及び、
- (c) (a)及び(b)の第三者との関係。
- (3) 本原則は、公的機関が主権的な権限を行使している限りにおいて、公的機関に適用されることを予定していない。

### 原則3：定義

- (1) 本原則では、以下の定義が適用される。
- (a) 「データ (Data)」とは、自動処理に適した機械読み取り可能なフォーマットで記録された情報であって、何らかの媒体に保存されているか送信されているものを意味する。
- (b) 「コピー (Copy)」とは、形式又は媒体の如何を問わずデータを物理的に表現したものを意味する。
- (c) 「データ処理 (Processing data)」とは、自動化された手段によるか否かにかかわらず、データに対して行われるあらゆる操作又は一連の操作を意味し、特に、データの構造化、変更、保管、検索、送信、結合、集計又は消去が含まれる。
- (d) 「データへのアクセス (Access to data)」とは、そのデータを管理しているかどうかにかかわらず、データを読み取り利用する立場にあることを意味する。
- (e) 「データの管理 (Control of data)」とは、データにアクセスし、その処理の目的と手段を決定する立場にあることを意味する。
- (f) 「管理者 (Controller)」とは、単独で又は他者と共同で、データの管理を行う人を意味する。
- (g) 「処理者 (Processor)」とは、管理者ではない人であって、管理者のためにデータ処理を行う者を意味する。
- (h) 「共同生成データ (Co-generated data)」とは、情報の対象であること若しくは当該対象の所有者若しくは運営者であること、データを生成する活動を行うこと若しくはデータを生成する装置を所有若しくは運営したりすること、又はデータを生成する製品やサービスを作成若し

- くは開発することなどにより、管理者以外の人とその生成に寄与したデータを意味する。
- (i) 「派生データ (Derived data)」とは、他のデータを処理して生成されたデータを意味し、集計データ (aggregated data) や、外部の決定ルールを用いて他のデータから推論されたデータを含む。
- (j) 「データ契約 (Data contract)」とは、データを対象とした契約を意味する。
- (k) 「データ権 (Data right)」とは、データの管理者に対する権利であってデータの性質に特有なものであり、データ生成の方法に起因するもの又は公共の利益を理由とする法に起因するものを意味する。
- (l) 「データ活動 (Data activities)」とは、データの収集、取得、管理、処理及びデータの再提供を含むその他の活動などの、データに関する人の活動を意味する。
- (m) データの「提供 (Supply)」とは、データへのアクセスを他者に与えること又は他者をデータの管理を行う立場に置くことを意味する。
- (n) データの「提供者 (Supplier)」とは、データを他の当事者に提供する者又は提供することを引き受ける者を意味する。
- (o) データの「受領者 (Recipient)」とは、データが提供される又は提供されることになっている者を意味する。
- (p) データの「移転 (Transfer)」とは、提供者がデータの管理を継続するか否かにかかわらず、提供者が受領者をデータの管理を行う立場に置く方法によるデータの提供を意味する。
- (q) データの「転送 (Porting)」とは、他者が管理しているデータの自分自身又は指定された第三者に対する移転を開始することを意味する。
- (r) 「データの消去 (Erasure of data)」とは、合理的に可能な限り、データが恒久的にアクセスできないこと又はその他の方法で読み取れないことを保証するための措置をとることを意味する。
- (s) 「認識 (Notice)」とは、ある事実を知っていること、又は、ある人が知っているすべての事実と状況から、その人がその事実を知っていたと合理的に期待できる立場にあることを意味する。
- (2) 「データ移転契約」、「データへの簡易アクセス契約」、「データソースの利用契約」、「アクセス許

可契約」、「データ・プーリング契約」、「データ処理契約」、「データ信託契約」、「データ・エスクロー契約」、「データ・マーケットプレイス契約」という語、及びこれらの契約の当事者を示す用語は、原則7から15でそれらに与えられた意味を持つ。

- (3) 「人」という表現には、私人であるか公人であるかを問わず、自然人及び法人が含まれる。「操作」又は「活動」という表現には、他者又は機械（人工知能を含む）を用いて行われる操作又は活動が含まれる。

#### 原則4：救済

- (1) データ契約及びデータ権に関する救済は、データ活動における第三者の保護に関するものも含め、一般に、準拠法によって決定されるべきである。
- (2) 本原則又は準拠法が、当事者（被申立人）から他者（申立人）へのデータの返却又は引渡しを義務付ける場合、被申立人は、代わりに、被申立人が持っているデータのコピーをすべて消去することによって、データの返却又は引渡しの義務を果たすことができるべきである。申立人がデータのコピーを持っていない場合には、被申立人はデータを消去する前に申立人をデータの管理を行う立場に置かなければならない。

## 第2部：データ契約

### 第A章：データ契約のルールと原則

#### 原則5：本原則のデータ契約への適用

第2部のデータ契約は、以下の優先順位により、以下のものにより規律されるべきである。

- (a) 合意によっても適用を排除できない法規範；
- (b) 当事者の合意；
- (c) 該当する種類のデータ取引に適用するために作成された、(a)号で言及したもの以外の法規範；
- (d) 原則7から15に従い、契約に含まれることとなった条項；
- (e) 該当する種類のデータ取引には直接適用されないが類似の取引を規律するデフォルト・ルール又は法原則の類推適用；及び、
- (f) 法の一般原則。

#### 原則6：契約法の解釈と適用

契約法のルールや原則を解釈・適用する際には、特に以下の要素が考慮されるべきである。

- (a) データは、(i)媒体上の物理的な表現又は送信された状態と(ii)記録された情報の組み合わせであるという事実；
- (b) 複数のコピーが存在する可能性があり、様々な当事者が多数の異なる目的のために同時に使用することができる資源としてのデータの性質；
- (c) データは、通常、他のデータから派生したものであり、元のデータセットと、元のデータセットに多かれ少なかれ似ている多数の派生データセットが共存し得るという事実；
- (d) データ・ストレージの物理的な場所は迅速かつ容易に変更される可能性があり、データは、通常、リモート・アクセスによって利用され、データ・ストレージの物理的な場所は、通常、あまり重要ではないという事実；及び、
- (e) 集積効果と規模の効果の高度な重要性。

### 第B章：データの提供又は共有に関する契約

#### 原則7：データ移転契約

- (1) データ移転契約とは、提供者が、受領者の管理下にある媒体にデータを移転することにより、又はデータが保存された媒体を受領者に引き渡すことにより、提供者が受領者を特定のデータの管理を行う立場に置くことを引き受ける取引をいう。
- (2) 当事者の合意と原則5に基づいて優先されるルールに従うことを条件に、法は、データ移転契約に以下の条項が含まれることを規定すべきである。
- (a) 提供者が第1項に規定された約束を履行する方法に関しては、データが受取人が指定した媒体に電子的に送信されるか、又は受取人がデータを受取人の選択した媒体に転送できる方法で提供されなければならないこと。ただし、当該提供方法又は指定された媒体のいずれかが、データ・セキュリティの観点に照らして不合理である場合を除く。その場合には、提供者は、受取人が代替の提供方法又は媒体を指示できるように、速やかに受取人にその懸念を通知すべ

きである。

(b) データの性質、量、正確性、最新性、完全性、粒度及びフォーマットを含む提供されるデータの特長、並びにデータの利用に必要なメタデータ、ドメインテーブル及びその他の明細を含むかどうか、並びに提供の頻度と更新に関しては、以下の事項。

(i) 提供されたデータは、提供者が実施又は採用したデータに関する重要な説明又は表明、及び提供されたサンプル又はモデルに適合しなければならないこと；

(ii) 受領者がそのデータを入手する特定の目的、及び提供されるデータの選択において受領者が提供者のスキル又は判断に依存していることを提供者が認識している場合には、提供されるデータは受領者の特定の目的に適合していなければならないこと；及び、

(iii) 提供者が契約の対象となる種類のデータを提供する事業を行っているか、又はその種類のデータに関する専門知識を有していると自称している場合には、提供されるデータは、該当する種類の取引において合理的に期待される品質でなければならないこと。

(c) 提供されたデータの管理及びその他のデータ活動に関しては、以下の事項。

(i) 提供されたデータが知的財産法又は類似の制度によって保護されている場合、提供者は、受領者によるデータの管理、及び受領者が合理的に関与を期待できたであろうと管理者が認識していたその他のデータ活動に関与する権利をもたらしに十分な、第三者に対して有効な法的権利を有する立場に受領者を置かなければならないこと。受領者をそのような立場に置くために、必要な文書の作成又は記録など、提供者による追加の措置が必要な場合、提供者はそれらの追加の措置を講じなければならないこと；

(ii) 提供者は、データが提供された時点で、受領者がデータを正当に管理することができ、かつ、受領者が合理的に関与を期待できたであろうと管理者が認識していたその他のデータ活動に正当に関与できる状態にしなければならないこと。データが提供された後に、受領者によるデータの管理又は他のデータ活動が不当なものになったとしても、それ自身が

受領者の提供者に対する請求権を生じさせるものではないこと；

(iii) 提供者は、データの管理や受領者が合理的に関与を期待できたであろうと管理者が認識していたその他のデータ活動に関する法的要件を遵守するために必要とされ得る行為に、合理的に必要な範囲で、協力しなければならないこと。加えて、提供者は、提供者が認識しているものの受領者が認識することが期待できないようなデータ活動に関する法的要件についての情報を、受領者に提供しなければならないこと；

(iv) 受領者は、あらゆる合法的な目的のために、そして、提供者又は第三者の権利を侵害せず、かつ、データ移転契約が締結された時点で受領者が提供者が第三者に対して負っている義務を認識している場合には当該義務に違反しないあらゆる方法で、他者への再提供を含めて、データや派生データを利用できること；

(v) 当事者間では、受領者が提供データを利用して創出した新たな知的財産権又はそれに類する権利は、受領者に帰属すること；及び、  
(vi) 提供者は、データのコピーを保持し、第三者への提供を含め、データの利用を継続できること。

(3) どのルールや原則を、原則5に規定されているようにデータ移転契約に類推適用すべきかを決定する際には、特に以下のような要素が考慮されるべきである。

- (a) 契約が、受領者がデータを無期限に管理すると規定しているか、限られた期間か；及び、
- (b) 契約が、データの1回の提供、繰り返しの提供、又は一定期間にわたる継続的な提供のいずれについてのものか。

#### 原則8：データへの簡易アクセス契約

(1) データへの簡易アクセス契約とは、提供者の管理下にある媒体上の特定のデータへのアクセスを提供者が受領者に提供することを引き受けるものであって、原則7に基づくデータ移転契約ではない契約をいう。これは、提供者が、受領者がデータを読めるようにすることに加えて、受領者が提供者の管理下にある媒体上のデータを処理できる

立場又はデータを転送できる立場に置くことを引き受ける契約が含まれる。

- (2) 当事者の合意と原則5に基づいて優先されるルールに従うことを条件に、法は、データへの簡易アクセス契約に以下の条項が含まれることを規定すべきである。
  - (a) 受領者のデータへのアクセスの方法に関しては、以下の事項。
    - (i) 提供者は、受領者に必要なアクセス資格証明を提供し、該当する種類の取引において除去することが合理的に期待されるであろうアクセスの技術的障害を除去しなければならないこと；
    - (ii) 提供者は、該当する種類の取引において合理的に期待される種類の、構造化された、機械で読める形式でデータにアクセスできるようにしなければならないこと；
    - (iii) 提供者は、データ・セキュリティの観点に照らして不合理でない限り、受領者がデータにリモートでアクセスできるようにしなければならないこと；
    - (iv) 受領者は、契約で合意された目的に合致する目的のためにのみ、受領者にアクセスが与えられたデータを処理することができること；
    - (v) 受領者は、該当する種類の取引においてそうしたデータの転送が合理的に期待できる場合に限り、契約でアクセスを与えられたデータを転送することができ、また、契約に従って実施された受領者の処理活動から派生したデータ（データ分析から派生したデータなど）を転送することができること；及び、
    - (vi) 受領者は、自動化された手段を含むあらゆる手段によって、データの読み取り、データの処理又は転送のうち該当するものを行うことができ、合意されたアクセス期間中、受領者が望む頻度でそれらを行うことができること。
  - (b) アクセスが提供されるデータの特性に関しては、データ移転契約についての原則7(2)(b)に挙げられた条項が、データへの簡易アクセス契約にも適用されること。
  - (c) 契約に従って受領者が転送したデータの管理やその他のデータ活動に関しては、データ移転契約についての原則7(2)(c)に挙げられた条項

が、データへの簡易アクセス契約にも適用されること。

- (3) どのルールや原則を、原則5に規定されているようにデータへの簡易アクセス契約に類推適用すべきかを決定する際には、特に、受領者がデータの閲覧のみを行うことができるか、提供者の管理下にある媒体上のデータを処理することができるか、又はデータを転送できるかといった程度が考慮されるべきである。

## 原則9：データソースの利用契約

- (1) データソースの利用契約とは、データの収集又はその他の生成に用いられた特定の装置又は設備（「データソース」）へのアクセスを提供することにより、提供者が受領者にデータへのアクセスを提供することを引き受け、受領者がデータソースからデータを読み取り、データを処理又は転送できるようにする契約をいう。
- (2) 当事者の合意と原則5に基づいて優先されるルールに従うことを条件に、法は、原則8に定められた条項に加えて、以下の条項がデータソースの利用契約に含まれることを規定すべきである。
  - (a) 受領者がデータソース上のデータにアクセスする方法に関しては、以下の事項。
    - (i) 受領者は、当該データソースが収集又は生成したすべてのデータを転送できること；及び、
    - (ii) データへのアクセスは、データソースがデータを収集又は生成する際にリアルタイムで提供されること。
  - (b) データの特性に関しては、受領者が特定の質や量のデータを受け取ることを求めるものではないこと。
- (3) どのルールや原則を、原則5に規定されているようにデータソースの利用契約に類推適用するかを決定する際には、特に以下の点が考慮されるべきである。
  - (a) 受領者が与えられるデータソースの管理の程度と期間；及び、
  - (b) 受領者がデータを転送できるかどうか、及びその程度。

## 原則10：アクセス許可契約

- (1) データへのアクセス許可契約とは、提供者（この原則では「許可者」と呼ぶ）が、受領者によるデータ又はデータソースへのアクセス（通常はデータの処理又は転送を含む）の権限を付与するものであるが、契約に基づいて許可者が行うと予想される行為が受動的な性格のものであること、及び許可者が取引に意味のある影響を与えないことを考慮すると、許可者が原則7から9に述べられている種類の責任を引き受けることが合理的に期待できない場合の契約をいう。
- (2) 当事者の合意と原則5に基づいて優先されるルールに従うことを条件に、法は、以下の条項が、アクセス許可契約に含まれることを規定すべきである。
  - (a) 受領者のアクセスの方法に関しては、許可者が受領者のアクセスを容易にしたり支援したりするといった条項は含まれておらず、許可者は、それによって受領者のアクセスが損なわれたり、不可能になったりしても、いかなる方法でもデータ又はデータソースの利用を継続することができること；
  - (b) データの特性に関しては、受領者が特定の質や量のデータを受け取ることを求めるものではないこと；
  - (c) 受領者が関与できるデータの管理及びその他のデータ活動に関しては、許可者には受領者が特定の権利を有することを保証する義務がないこと；
  - (d) 許可者と受領者の間では、受領者は、原則32の下でデータの提供者に課せられる義務を含め、第4部に基づく第三者に対する義務を遵守する責任を負うこと；及び、
  - (e) 受領者は、受領者がその責任を合理的に予見できなかった場合を除き、許可者がデータへのアクセスを許可したことに起因する第三者に対する責任について、許可者に補償しなければならないこと。
- (3) どのルールや原則を、原則5に規定されているようにデータへのアクセス許可契約に類推適用するかを決定する際には、当事者間の契約の焦点が、データへのアクセスにあるのか、それともその過程でデータへのアクセスが生じる他の商品（デジタルサービスなど）の提供にあるのかが考慮されるべきである。

## 原則11：データ・プーリング契約

- (1) データ・プーリング契約とは、2人以上の当事者（「データ・パートナー」）が以下の方法でデータ・プール内のデータを共有することを引き受ける契約をいう。
  - (a) 特定のデータを、データ・パートナーが共同で管理する媒体、又はデータ受託者若しくはエスクロー受託者、若しくはデータ・パートナーのために行為する他の第三者が管理する媒体に移転すること；又は、
  - (b) 第三者の関与の有無にかかわらず、特定のデータへのアクセス又は特定のデータソースの利用可能性を相互に許可すること。
- (2) 本原則は、適切な調整を加えたうえで、データ・プーリング契約に従って設立されたあらゆる主体の統治原則に適用される。
- (3) 当事者の合意と原則5に基づいて優先されるルールに従うことを条件に、法は、以下の条項がデータ・プーリング契約に含まれることを規定すべきである。
  - (a) データ・パートナーは、以下の場合に限り、データ・プールからのデータ又はデータ・プールから派生したデータを利用することができること。
    - (i) 当該データ・パートナーがデータ・プーリング契約で合意した目的のために利用する場合；
    - (ii) 当該データ・パートナーが他のデータ・パートナーが受け入れることを合理的に期待できる目的のために利用する場合であって、これらの目的が(i)でいう合意と矛盾しない場合；又は、
    - (iii) 準拠法を遵守するために必要な場合。
  - (b) データ・パートナーは、データ処理者を雇うことができるが、その他の場合には、データ・パートナー間で合意された条件又は準拠法で要求される条件でのみ、データ・プールからのデータ又は当該データから派生したデータを第三者に渡すことができること。
  - (c) データ・パートナー間では、データ・プールからのデータを利用して創出された新たな知的財産権又は類似の権利は、新たな権利の創出につながる活動を行ったパートナーに帰属すること。
  - (d) データ・パートナーがデータ・プールから離

脱する場合、そのデータ・パートナーから提供されたデータは、当該データ・パートナーに返却されなければならないが、そのデータから派生したデータは、元のデータと本質的に同一でない限り、プール内に残ること。データ・プールを離れる際、データ・パートナーは、当該データ・パートナーが提供したデータから全体又は実質的な部分が派生したデータ・プール内のデータのコピーを受け取る権利を有すること。

- (4) どのルールや原則を、原則5に規定されているようにデータ・プーリング契約に類推適用するかを決定する際には、データ・パートナー間の関係が相互の信頼と信用を特徴とするものでありデータ・パートナーが相互に信認義務を負っているようなものか、あるいは、むしろ信認義務を負わない独立当事者間取引として性格づけられるものであるのかが考慮されるべきである。

## 第C章：データに関するサービスの契約

### 原則12：データ処理契約

- (1) データ処理契約は、処理者が管理者のためにデータ処理を引き受けるものをいう。そうした処理は、特に、以下を含む。
- (a) データの収集と記録（例：データ・スクレイピング）；
- (b) データの保存や取出し（例：クラウドスペースの提供）；
- (c) データの分析（例：データ・アナリティクス・サービス）；
- (d) データの整理、構造化、提示、変更、又は結合（例：データ管理サービス）；又は、
- (e) データの消去。
- (2) 当事者の合意と原則5に基づいて優先されるルールに従うことを条件に、法は、以下の条項がデータ処理契約に含まれることを規定すべきである。
- (a) 処理者は、管理者の指示に従い、管理者が定めた処理の目的に沿って行動しなければならないこと；
- (b) 処理者は、少なくとも管理者が確保する義務を負うのと同レベルのデータ・セキュリティ及び第三者の権利保護を確保しなければならない、また、該当する種類の状況で合理的に予想され

るか契約締結時に処理者が認識していた第三者保護のための法的義務を遵守するために、管理者をサポートしなければならないこと；

- (c) 処理者は、データを第三者に渡してはならないこと；
- (d) 処理者は、処理者自身の目的でデータを処理してはならないこと。ただし、管理者の正当な利益を損なわず、かつ(2)(b)の意味における第三者保護の義務と矛盾しない限りで、関連サービスの品質又は効率を向上させるために合理的に必要な場合はこの限りではないこと；及び、
- (e) 契約が完全に履行された場合又は終了した場合、処理者は、処理の結果生じたデータのうち、まだ移転されていないものを管理者に移転しなければならないこと。その後、処理者は、既存の訴訟若しくはあり得る訴訟のために合理的に必要な範囲、又はその時点を超えてデータを保持することについて本原則とは独立した法的権利を有するか義務を負う範囲を除き、保持しているデータを消去しなければならないこと。
- (3) どのルールと原則を、原則5に規定されているようにデータ処理契約に直接適用又は類推適用するかを決定する際には、データを変更することに重点が置かれているのか、それとも安全に保つことに重点が置かれているのかなど、サービスの性質が考慮されるべきである。

### 原則13：データ信託契約

- (1) データ信託契約とは、1人又は複数のデータ管理者（「委託者」）と第三者との間の契約であって、委託者が第三者（「データ受託者」）に対し、委託者又はより広範な利害関係者（委託者又は利害関係者を「受益者」と呼ぶ）に利益をもたらす可能性のある所定の目的を推進するために、委託者を代理してデータ（「委託データ」）の利用又は再提供に関する一定の決定を行う権限を与えるものをいう。
- (2) データ信託契約とそれによって形成される関係は、特定の組織構造に適合する必要はなく、また、コモン・ローの信託に紐づいた特性や義務を含む必要もない。本原則は、適切な調整を加えたうえで、データ信託契約に従って組成されたあらゆる主体の統治原則に適用される。
- (3) 当事者の合意と原則5に基づいて優先される



ルールに従うことを条件に、法は、以下の条項がデータ信託契約に含まれること、又はデータ信託契約に従って組成された主体の統治原則に組み込まれることを規定すべきである。

- (a) データ受託者は、(b)及び(c)に従い、知的財産権及びデータプライバシー／データ保護法に基づく権利に関する決定を含む、委託データの利用や再提供に関するすべての決定を行い、実施する権限を有すること；
  - (b) データ受託者は、受益者の利益のために、また委託者が受益者でない場合でも、データ受託者が認識している委託者の正当な利益と矛盾しない方法で、データ信託契約の所定の目的を推進するために行動しなければならないこと；
  - (c) データ受託者は、委託者から与えられた指示に従わなければならないこと。ただし、データ受託者が、その指示がデータ信託の所定の目的又は明白な目的と両立しないことを認識している場合はこの限りではない；
  - (d) データ受託者は、委託されたデータを自らの目的のために使用することを控えなければならず、利益相反を回避しなければならないこと；
  - (e) 委託者は、自身が与えた委託データに関するデータ受託者の権限をいつでも解除することができる。ただし、この権利は、受益者の信頼及びそれに類する正当な利益を考慮するために必要な範囲で制限され得ること；及び、
  - (f) データ受託者が委託データ又はそうしたデータから派生したデータを保持している場合、契約が（解除又はその他の理由で）終了した後、データ受託者はデータを委託者に返却しなければならず、合理的な場合には、当該データの再提供を受けた者によるデータのさらなる使用を防止するための措置を講じなければならないこと。
- (4) どのルールや原則を、原則5で規定されているようにデータ信託契約に類推適用するかを決定する際には、特に以下の点が考慮されるべきである。
- (a) データ信託契約の所定の目的及びデータと関係者の性質；
  - (b) データ信託契約の目的が主に委託者の利益のためのものか、又はより広範な構成員の利益のためであるかどうか；及び、
  - (c) データ信託契約によって組成された関係の組織構造。

## 原則14：データ・エスクロー契約

- (1) データ・エスクロー契約とは、データの利用を予定している1人又は複数の当事者（「契約当事者」）と第三者（「エスクロー受託者（escrowee）」）との間で結ばれる契約であって、独占禁止法やデータプライバシー／データ保護法などによって課される法的要件に抵触しないように、エスクロー受託者が、当該データに関する一部又は全部の契約当事者（「制限当事者」）の権限や能力を制限することを引き受けるものをいう。
- (2) データ・エスクロー契約及びそれによって組成される関係は、特定の組織構造に適合する必要はない。本原則は、適切な調整を加えたうえで、データ・エスクロー契約に従って組成されたあらゆる主体の統治原則に適用される。
- (3) 当事者の合意と原則5に基づいて優先される他の原則に従うことを条件に、法は、以下の条項がデータ・エスクロー契約に含まれること、又はデータ・エスクロー契約に基づいて組成された主体の統治原則に組み込まれることを規定すべきである。
  - (a) エスクロー受託者は、データに関し、データ・エスクロー契約の所定の目的のために必要な権限を有すること；
  - (b) エスクロー受託者は、たとえ、その行動がデータ・エスクロー契約の所定の目的とは異なる契約当事者の利益と矛盾する場合であっても、データ・エスクロー契約の所定の目的を促進するために行動しなければならないこと；
  - (c) エスクロー受託者は、データ・エスクロー契約の所定の目的又は明白な目的と矛盾する契約当事者の指示に従ってはならないこと；
  - (d) エスクロー受託者は、委託されたデータを自己の目的のために使用又は再提供することを控えなければならず、利益相反を回避しなければならないこと；及び、
  - (e) データ・エスクロー契約が終了した場合、各当事者は関係の清算中に、データ・エスクロー契約の所定の目的を損なう行為を行わない義務を負うこと。
- (4) どのルールや原則を、原則5で規定されているようにデータ・エスクロー契約に類推適用するかを決定する際には、特に以下の点が考慮されるべきである。

- (a) データ・エスクロー契約の所定の目的、及びデータと関係者の性質；及び、
- (b) データ・エスクロー契約によって組成された関係の組織構造。

### 原則 15：データ・マーケットプレイス契約

- (1) データ・マーケットプレイス契約とは、データ取引を行おうとする当事者（「クライアント」）とデータ・マーケットプレイス提供者との間の契約であって、データ・マーケットプレイス提供者が、クライアントとデータ取引の他の潜在的な当事者との間の「マッチング」を可能にする、又は促進することを引き受け、場合によっては取引を促進するさらなるサービスを提供することを引き受けるものをいう。
- (2) 当事者の合意と、原則 5 に基づいて優先される他の原則に従うことを条件に、法は、以下の条項がデータ・マーケットプレイス契約に含まれることを規定すべきである。
  - (a) データ・マーケットプレイス提供者が、取引に関する特定のステップを促進又は可能にすることを引き受ける限り、データ・マーケットプレイス提供者は、そのステップに適用される法的義務を遵守するために、クライアントに合理的なサポートを提供しなければならないこと；
  - (b) データ・マーケットプレイス提供者は、顧客から受け取ったデータであって、予定される取引の対象となるデータを、自己の目的のために使用することを控えなくてはならないこと；及び、
  - (c) 契約が完全に履行された場合又は終了した場合、データ・マーケットプレイス提供者は、その管理下にあるデータであって、予定される取引の対象であるデータ並びにクライアントから受け取ったデータ、及びそうしたデータから派生したデータを消去しなければならないこと。
- (3) どのルールや原則を、原則 5 に規定されているようにデータ・マーケットプレイス契約に類推適用するかを決定する際には、特に以下の点が考慮されるべきである。
  - (a) データ・マーケットプレイス提供者が関係するデータを管理するかどうか、及びその程度；及び、
  - (b) データ・マーケットプレイス提供者に対して行われるべき支払い又はその他の履行が、マッ

チングの結果としてデータ取引が行われたかどうか、及びその程度。

## 第 3 部：データ権

### 第 A 章：データ権を規律するルールと原則

#### 原則 16：データ権

- (1) データ権には以下の権利が含まれる。
  - (a) 適切な状況下ではデータの転送を含む手段で、データへのアクセスが与えられること；
  - (b) 管理者にデータ活動の中止を要求すること；
  - (c) 管理者にデータの訂正を要求すること；又は、
  - (d) データを利用して得られる利益の経済的な分配を受けること。
- (2) 第 3 部に列挙されたデータ権は網羅的なものではない；むしろ、法制度は、当事者がこの種の追加の権利を持つべきであると結論づけることができる。したがって、第 3 部に列挙されていないからといって、否定的な推論をすべきではない。
- (3) 第 3 部に列挙された権利は、契約違反、不当利得、財産権侵害、又は不法行為法から生じる権利など、ある者がデータの管理者に対してそのデータに関して持ち得るデータ権以外の権利に影響を与えるものではない。

#### 原則 17：本原則のデータ権への適用

- 第 3 部に基づく権利は、以下の優先順位で、以下のものにより規律されるべきである。
- (a) データプライバシー／データ保護法など、合意によって適用を排除できない法規範；
  - (b) 契約が原則 18 から 27 に合致しているか、又は準拠法の下で原則 18 から 27 から逸脱する自由がある範囲で、当事者間の合意；
  - (c) データ権に適用するために作成された、(a) で言及されたもの以外の準拠法規範；及び、
  - (d) 原則 18 から 27。

### 第 B 章：共同生成データに関するデータ権

#### 原則 18：共同生成データ

- (1) 原則 19 から 23 の意味において、データが当

事者によって共同で生成されたものとして扱われるかどうか、またどの程度まで扱われるかを決定する際に考慮すべき要素は、以下の優先順位で考慮される。

- (a) その当事者が、データにコード化された情報の対象者であるか、又はその情報の対象である資産の所有者若しくは運営者である程度；
  - (b) 当該データが当該当事者の活動、又は当該当事者が所有若しくは運営する製品若しくはサービスの利用によって生成された程度；
  - (c) そのデータが、何らかの新しい品質のものを生み出すような方法で、その当事者によって収集され、又は集められた程度；及び、
  - (d) 当該データが、当該当事者が製造したり開発したりしたコンピュータ・プログラム又は製品若しくはサービスの他の関係要素を用いて生成された程度。
- (2) 貢献の程度を評価する際に考慮すべき要素は、貢献の種類、貢献の大きさ（投資の方法によるものを含む）、貢献の近さや遠さ、貢献の特別さの程度、及び他の当事者の貢献を含む。
- (3) 当事者の貢献が状況に照らして重要でない場合には、その当事者が共同で生成したと考えられるデータとはならない。

#### 原則 19：共同生成データに関する権利を決定する一般的要素

- (1) 共同生成データにおけるデータ権は公平性を考慮して生じる。したがって、データ権が、準拠法の下で既存の法的枠組みに組み込まれる方法、及び合意によって放棄又は変更され得る程度は、公平性の考慮が、関係する法制度で果たす役割によって決定されるべきである。
- (2) 共同生成データの場合、データの生成に役割を果たした当事者は、事実と状況の下で適切な場合に、データ権を有し、それは以下の要素を考慮して決定される。
  - (a) 原則 18 に挙げられている要素を考慮して、当該データの生成において当該当事者が有していた割合；
  - (b) 当事者がデータ権を与えられるために持ち出すことができる原則 20 から 23 に挙げられているような根拠の重み；
  - (c) データ権を否定することについて管理者又は

第三者が持ち得る正当な利益の重み；

- (d) 当事者間の交渉力の不均衡；及び、
  - (e) 公正で効果的な競争を確保する利益を含む、公共の利益。
- (3) (2) に挙げられた要素は、データのフォーマット、タイミング、データ・セキュリティ、権利の行使が完全に効果的であるために必要な追加サポート、支払われるべき報酬など、データ権の具体的内容や制限を決定する際にも考慮されるべきである。

#### 原則 20：共同生成データへのアクセス又は転送

- (1) 原則 19 に従い、共同生成データへのアクセス又は転送する権利を生じさせる根拠には、アクセス又は転送についての以下のような状況が含まれる。
  - (a) アクセス又は転送が、製品又はサービスの目的に合致したユーザーによる通常の使用、保守又は再販売に必要であり、また、管理者が提供ネットワークの一部であってこの必要性を予見していたと合理的に期待できる場合；
  - (b) アクセス又は転送が、製品又はサービスの提供者の義務に合致した提供者による品質の監視又は改善のために必要であり、管理者が提供ネットワークの一部であってこの必要性を予見していたと合理的に期待できる場合；
  - (c) アクセス又は転送が、当事者が自らの業務をよりよく理解するためなど、事実を確定するために必要な場合であって（当事者が第三者に対して行う必要のあるそうした業務の証明も含む）、当事者が緊急に必要とし、共同生成データへのアクセス又は転送によって管理者の利益が損なわれるとは合理的に予想されない場合；
  - (d) アクセス又は転送が、当事者による新製品又はサービスの開発に必要な場合であって、当該当事者と管理者の過去の事業活動、データ生成へのそれぞれの貢献の種類、及び両者の関係の性質に照らして、当該開発が主に当該当事者の事業機会であると考えられた場合；又は、
  - (e) アクセス又は転送が、当事者が製品又はサービスの提供者の正当な切替えやさらなる集客勧誘を妨げたりするといったような、当事者に不利益をもたらす反競争的なロックイン効果を回避するために必要な場合。
- (2) 原則 19(3) に沿って、制限なしに第 1 項の権利

を与えることが他者の権利や公共の利益と両立しない場合には、第1項の権利は、信頼できる第三者への開示、データの分解、匿名化、ぼかしなどの適切な制限を加えたうえでのみ与えられるべきである。

- (3) 管理者は、第三者の保護に関する原則 32 の義務を遵守しなければならないが、第2項に基づく制限は、いかなる場合も管理者がそれを実施できるものでなければならない。

#### 原則 21：共同生成データに関するデータ活動の中止

原則 19 に従い、共同生成データに関するデータ活動の中止を管理者に要求する当事者の権利、さらにはデータの消去を要求する権利を生じさせる根拠には、以下のような状況が含まれるべきである。

- (a) データ活動が当該当事者に非経済的損害を含む重大な損害を与え、又は与えることが合理的に予想される場合；及び、
- (b) データ活動の目的が、当該当事者がデータの生成に貢献した方法と矛盾している場合、特に以下の理由による場合。
- (i) 当該当事者が全く別の目的でデータの生成に貢献するように誘導され、仮に管理者が行うデータ活動の目的を知っていたか予見していた場合には、データの生成に貢献することが合理的に期待できなかった場合；又は、
- (ii) その目的のためにデータの生成に貢献することへの当事者の同意が、行為や合意の強要からの当事者の保護等の重要な公共政策を裏付ける方針とは相容れない方法で得られたものである場合。

#### 原則 22：共同生成データの訂正

原則 19 に従い、共同生成データの誤り（データの不完全さを含む）を訂正するよう管理者に要求する当事者の権利を生じさせる根拠には、不正確なデータを管理したり処理したりすることが、当事者又は他の当事者の正当な利益に対して非経済的損害も含む軽微とはいええない損害を引き起こす可能性があり、訂正のためのコストが、訂正しなければ生じる可能性のある損害に対して不釣り合いではない状況が含まれるべきである。

#### 原則 23：共同生成データから得られる利益の経済的分配

- (1) 契約上又は法令上請求の根拠がある場合や、原則 19(3)に基づく個別の取り決めの一部である場合を除き、当事者は通常、共同生成データの利用によって他の当事者が得た利益の経済的分配を受ける権利を有しない。
- (2) 第1項にかかわらず、以下のような例外的な場合には、当事者は、共同生成データの管理者がデータの利用から得た利益の経済的分配を受ける権利を有し得る。
- (a) データの生成に関与した当事者の貢献が、
- (i) 経済的観点から見て、他の当事者の貢献では代用できないような、十分に特有なものであった場合；又は、
- (ii) その当事者に多大な労力や費用を生じさせた場合；及び、
- (b) 管理者が得る利益が例外的に大きい場合；及び、
- (c) 経済的分配を求める当事者が、データの生成に貢献した時点で、報酬を求めて効果的な交渉を行う立場になかった場合。

### 第0章：公共の利益のためのデータ権

#### 原則 24：データ権と義務の正当化

- (1) 法は、管理者又は第三者の正当な利益を侵害することが必要であり、適切であり、追求する公共の利益に比例している場合に限り、公共の利益のために、及び権利を与えられる当事者がデータの生成に関与した割合とは独立した同様の理由のために、データ権を与えるべきである。
- (2) 第1項は、政府間の関係を扱うことを意図したものではない。
- (3) 第1項にいう比例の要件は、データのフォーマット、タイミング、データ・セキュリティ、権利の行使が完全に有効であるために必要な追加サポート、支払われるべき報酬など、データ権の具体的内容又は制限を決定する際にも適用されるべきである。
- (4) 法が、データ権を与えないが、機能的に同等のデータ共有義務を課している場合、本章の原則は適切な調整を加えたうえで適用される。

## 原則 25：管理者によるデータへのアクセスの許可

- (1) 法が、原則 24 の意味でのデータアクセス権を与える場合、法は、管理者が、公正で、合理的で、かつ権利が与えられている当事者の属性の中で非差別的な条件の下で、アクセスを提供しなければならないことを規定すべきである。
- (2) 原則 24(3)に沿って、制限なしに権利を与えることが他者の権利や公共の利益と両立しない場合には、データアクセス権は、信頼できる第三者への開示、データの分解、匿名化、ぼかしなどの適切な制限を加えたうえでのみ与えられるべきである。
- (3) 管理者は、第三者の保護に関する原則 32 の義務を遵守しなければならない、第 2 項に基づく制限は、いかなる場合も管理者がそれを実施できるものでなければならない。

## 原則 26：受領者によるデータ活動

- (1) 法が、原則 24 の意味でのデータアクセス権を与える場合、法は、第 2 項を条件として、当事者が受領したデータを、以下の事項と矛盾しないあらゆる合法的な方法及びあらゆる合法的な目的で利用できることを規定すべきである。
  - (a) 権利が与えられる原因となった公共の利益。ただし、受領者が当該利益を認識していた場合に限る；
  - (b) 原則 25(2)に基づいて課せられた他者の保護のための制限；又は、
  - (c) 原則 32 に基づいて管理者が受領者に課す義務や制限に関する合意を含む、当事者間のあらゆる合意。
- (2) 原則 24 に基づいてデータアクセス権が与えられた当事者は、その権利が与えられた目的に本来伴う範囲を超えて、元の管理者の正当な利益を害する方法でデータを利用してはならない。

## 原則 27：相互主義

法が、原則 24 の意味での管理者に対するデータアクセス権を当事者に与えている場合、これは、同等の状況下で、当該当事者に対する同様のデータアクセス権を元の管理者に与えることの強い論拠となる。この論拠が優先されるべきかどうかは、特に、そのような相互の権利を与えることが、当該当事者に

アクセスを提供する目的と矛盾するかどうかによる。

## 第 4 部：データ活動の第三者との関係

### 第 A 章：データ活動に対する他者の保護

## 原則 28：他の当事者との関係でのデータ活動の不当性

- (1) 以下の場合、データ活動は他の当事者（「被保護者」）との関係で不当なものとなる。
  - (a) 原則 29 の意味での本来的な第三者効を有する被保護者の権利を侵害する場合；
  - (b) 被保護者が強制することができる、原則 30 に記載された種類のデータ活動に関する契約上の制限を遵守していない場合；又は、
  - (c) 原則 31 の意味での無権限な手段で、被保護者からデータへのアクセスを得た場合。
- (2) データ活動が不正であるかどうかを評価する際には、適切なレベルのデータ・セキュリティの提供や原則 32 に基づく義務の遵守など、これらの活動が行われている状況を考慮すべきである。
- (3) このルールの実施にあたっては、情報や表現の自由など、適用される正当化のための方針を考慮すべきである。

## 原則 29：本来的な第三者効を持つ権利

- (1) 原則 28(1)(a)の目的で、本来的な第三者効を有する権利は以下のものを含む。
  - (a) 知的財産権及びそれに類する権利；
  - (b) データプライバシー／データ保護権及びそれに類する権利；及び、
  - (c) 準拠法の下で、同様の第三者効を有するその他の権利。
- (2) 第 1 項の意味における権利がデータ活動をどの程度制限するか、及びそのような制限の効果は、準拠法により決定される。

## 原則 30：契約上の制限

- (1) 原則 28(1)(b)の目的で、データ活動に関する契約上の制限とは、データの利用や再提供を制限することを含む、契約当事者のデータ活動を制限する契約条件をいう。

- (2) データ活動に関する契約上の制限が、重要な公共政策を守るための強行法規や、行為や合意の強要から当事者を保護するための強行法規に抵触するかどうかを判断する際に考慮すべき要素は、以下のとおりである。
- (a) 合意内容が、特に、知的財産保護の制限と比較して、契約当事者の自由を不当に制限するかどうか；
  - (b) 公共の利益のための活動を不当に制限するかどうか；又は、
  - (c) 不当な差別的又は反競争的な効果を有するかどうか。

### 原則 31：許可されていないアクセス

- (1) 原則 28(1)(c)の目的で、データへのアクセスが無権限な手段で得られたとされるのは、以下のような手段で得られた場合である。
  - (a) セキュリティ措置の迂回；
  - (b) データにアクセスした者が管理者が意図していたとは合理的に信じられないようなセキュリティ・ギャップなど、明らかなミスを利用すること；又は、
  - (c) データの非公開送信（データを持ち運ぶ媒体からの電磁放射を含む）の技術的手段による傍受。
- (2) 以下の場合、データへのアクセスが無権限な手段で取得されたことにはならない。
  - (a) データにアクセスする者と管理者との間の合意に基づき、データへのアクセスが許可されている場合；又は、
  - (b) データにアクセスする者が、他の法（情報や表現の自由に関する法など）に基づき、本原則に基づく管理者の権利よりも優先される権利を有している場合。

## 第B章：他者の保護についての再提供の効果

### 原則 32：再提供における提供者の義務

- (1) 受領者にデータを提供する当事者が、データを渡すことができるが、第A章の意味での義務と制限を遵守する義務を負う場合、法は提供者に以下を要求すべきである。
  - (a) 受領者がデータを他の当事者に提供する場合にも同様の義務を負うことを含め、受領者に同

じ義務と制限を課すこと（受領者がすでにそれらに拘束されている場合を除く）；及び、

- (b) 受領者及び受領者がデータを提供することができる相手がこれらの制限を遵守することを保証するために、合理的かつ適切な手段（技術的保護手段を含む）を講じること。
- (2) 提供者が、受領者側における原則 28 の意味での不正なデータ活動を示す事実、又は受領者によるデータ活動を不正なものとしたり、被保護者の利益のための措置を別途講じることが必要となるような事実を後になって知った場合、提供者は不正な活動を止めるため、又は被保護者の利益のために適切な他のステップを取るために、合理的かつ適切な措置を講じなければならない。
  - (3) 本原則のいかなる規定も、準拠法に基づく、処理者が行うデータ活動に対する管理者の厳格な使用者責任を排除するものではない。
  - (4) 本原則に基づく提供者の義務を被保護者が免除できるか、又は被保護者に不利益となるように合意によって変更することができるかどうかは、第A章に基づく関連する義務及び制限の性質と、それらの義務を被保護者が免除できないものとする準拠法規範によって決定される。

### 原則 33：川下の受領者に対する直接の訴え

データの直接の受領者が、原則 32 に基づき、その提供者との関係で、直接の受領者がデータを提供する川下の受領者に特定の条件を課す義務を負い、直接の受領者がその義務を果たしたにもかかわらず、川下の受領者が課された義務に違反した場合、最初の提供者は、直接の受領者に通知した後、川下の受領者に対して直接訴えを提起することができる。

### 原則 34：川下の受領者との関係で効力を持つ不正

- (1) 第A章から直接導かれる不正に加えて、提供者からデータを受け取った川下の受領者によるデータ活動は、(i)その提供者による管理が不正であった場合、(ii)その提供者がデータを渡す際に不正な行為をした場合、又は(iii)その提供者が、当該データ活動を除外したであろう原則 32 に基づく義務や制限を川下の受領者に課さなかったことで不正な行為をした場合であって、その川下の受領者が以下のいずれかの場合、不正行為となる。

- (a) データ活動が行われた時点で、提供者側の不正を認識していた場合；又は、
  - (b) データを受け取った際に、その状況下で合理的に期待されたであろう調査を行わなかった場合。
- (2) 第1項は、以下の場合には適用されない。
- (a) 提供者側の不正行為が当該状況において重要ではなく、第A章で保護されている当事者に重大な損害を与えることが合理的に予想されるものではない場合；
  - (b) 川下の受領者が、データが提供された後の時点で初めて認識し、当該状況において、川下の受領者の信頼に基づく利益が第A章に基づき保護される当事者の正当な利益を明らかに上回る場合；又は、
  - (c) 当該データが、問題となっている種類の情報を通常取り扱う者にとって一般的にアクセス可能であった場合。
- (3) 第1項及び第2項は、提供者からデータを受け取っていないが、他の当事者を通じてデータへのアクセスを得た当事者によるデータ活動に、適切な調整を加えたいうで適用される。

## 第C章：その他のデータ活動が第三者の保護に及ぼす影響

### 原則 35：データ処理と派生データに関する管理者の義務

- (1) 管理者がデータを処理することができるが、第A章の意味における義務及び制限を遵守する義務を負う場合、管理者はそのデータを処理する際に、以下の点で、当該状況において合理的な注意を払わなければならない。
  - (a) 義務と制限に適合する処理の手段と目的を決定すること；及び、
  - (b) 派生データにどのような義務や制限が適用されるかを確認し、かつ、義務や制限が遵守されていることを確実にするために合理的かつ適切な手段を講じること。
- (2) 元のデータに関する義務や制限が派生データにも適用されるか、又はより小さい若しくは追加の義務や制限が適用されるかは、第A章に基づく保護に関係する原因を規律するルールや原則によって決定される。疑問がある場合、考慮すべきものには以下のものを含む。

- (a) 派生データが元のデータと異なる程度、例えば、合理的な手順で分解又はリバースエンジニアリングを行うことにより、派生データから元のデータを再構築できるかどうか；及び、
  - (b) 元のデータがもたらすリスクと比較した場合の、派生データが被保護者にリスクをもたらす程度。
- (3) 元のデータの処理は不正ではなかったが、同じ種類の処理が不正になるような出来事が後に発生した場合、このことが過去の処理を遡って不正にすることはない。

### 原則 36：不正な処理

- (1) データ処理が不正であった場合、たとえ派生データについて原則 35 に従い、第A章及び第B章に基づく義務や制限が適用されない場合であっても、管理者は、データの分解や派生データの削除など、処理を元に戻すための合理的かつ適切なすべての手段を講じなければならない。
- (2) 第1項に該当する場合に処理を元に戻すことが不可能であるか、処理を元に戻すことが、管理者側の不正を生じさせた状況及び第A章に基づき保護される当事者の正当な利益に照らして不合理な価値の破壊を意味する場合には、いつでも、当該状況において合理的な範囲で、金銭による給付を行うことができ、派生データのさらなる使用に対する制限と組み合わせることができる。考慮されるべき要素は以下を含む。
  - (a) 管理者が処理の時点で不正を認識していたかどうか；
  - (b) 処理の目的；
  - (c) 当該状況において不正行為が重要であったか、又は第A章で保護される当事者に重大な損害を与えることが予想されるかどうか；及び、
  - (d) 処理にかけた投資額と、派生データに対する元データの相対的な貢献度。
- (3) 元データを利用して開発された製品やサービスには、適切な調整を加えたいうで、第1項及び第2項の規定が適用される。

### 原則 37：重要でない違反の効果

- (1) 管理者が大規模なデータセットに関してデータ活動を行い、そのデータ活動が一部のデータに関

して第A章に基づく義務と制限を遵守していない場合、以下の条件を満たす場合には、法は、データセット全体に関してその活動が不正ではないと規定すべきである。

- (a) 影響を受けたデータがデータ活動が行われるデータセットの重要でない部分に過ぎない場合など、コンプライアンス違反が当該状況において重要でない場合；
  - (b) 管理者が、義務と制限を遵守するために、当該状況において合理的に期待される努力をした場合；及び、
  - (c) データ活動が、第A章に基づく義務又は制限が課せられている目的に関連しておらず、被保護者に重大な損害を与えることが合理的に予想されない場合。
- (2) 第1項が適用される場合、管理者は、違反を認識したならば、当該状況において不合理でない限り、将来のデータ活動の目的では、影響を受けたデータをデータセットから削除しなければならない。

## 第5部：国際的な問題

### 原則 38：法廷地の確立された準拠法選択ルールの適用

- (1) ある問題が複数の国の法の地理的適用範囲内にある場合、その問題に適用される準拠法は、法廷地の準拠法選択ルールによって決定される。本原則は、ある国の法の地域的範囲を決定するものではない。
- (2) 第2部に基づくデータ契約の準拠法は、法廷地の契約に関する準拠法選択ルールに基づいて選択される国の法である。
- (3) 本原則に基づいて生じるその他の問題については、その問題に適用される準拠法は以下の法とすべきである。
  - (a) 法廷地の準拠法選択ルールが当該問題に適用される法について明確なルールを定めている場合には、そのルールに基づいて選択される国の法；又は、
  - (b) 法廷地の準拠法選択ルールが当該問題に適用される法について明確なルールを定めていない

場合には、原則 39 の適用により決定される法。

### 原則 39：法廷地の確立された準拠法選択ルールでカバーされない問題

- (1) 原則 38 でカバーされない問題の準拠法は、問題となっている法的問題に最も重要な関係を有する国の法であるべきである。どの国が最も重要な関係を有するかを決定する際に考慮されるべき要素は以下のとおりである。
  - (a) データ活動が(i)関連する利害関係者に効果を生じさせることが予定されている場所、又は、(ii)実際に効果を生じた場所；
  - (b) 権利を主張する当事者及び権利を主張される当事者の住所、居所、国籍、設立地、事業所の所在地；及び、
  - (c) 権利を主張する当事者と権利を主張される当事者との間に既存の法律関係がある場合には、その準拠法；及び、
  - (d) データが生成される場所。
- (2) 当事者は、紛争が発生した後の相互の合意により、法的問題の性質と矛盾するか公序良俗に反する場合を除き、本原則で取り上げられている法的問題に関する当事者の法的関係を規律する法の所属国を選択することができる。

### 原則 40：保存場所の関係性

- (1) 第2項に規定されている場合を除き、準拠法選択の目的では、データの保存場所は、問題が、保存又は媒体に対する権利に関する場合に限り、連結点として関係する。
- (2) 準拠法選択の目的では、データの保存場所は、他の連結点がない場合や、他の連結点を考慮しても準拠法が決まらない場合などにおいて、予備的な連結点として関係し得る。
- (3) ある国の外でデータが保存されているという事実自体は、当該国が規制しようとするデータに関する活動、又は実施しようとするデータに関する権利との間に十分な関連性がある限り、通常、管轄権の域外の行使や法の域外適用の問題を生じさせることはない。